

八丈町農業委員会

第6回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成30年9月25日(火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：平成30年9月25日(火) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	菊池 寛
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	沖山 宗春
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	青木 保憲
〃	3	浅沼 實	〃	10	浅沼 大二郎
〃	4	浅沼 博之	〃	11	菊池 勝男
〃	5	菊池 國仁	〃	12	奥山 完己

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	奥山 利平	委員	5	菊池 睦男
〃	2	大澤 正雄	〃	6	笹本 守彦
〃	3	浅沼 隆章			
〃	4	浅沼 孝教			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名

7番 加藤 純生 推進委員

7. 会議録署名委員の指名：11番 菊池 勝男委員、12番 奥山 完己委員

8. 議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 5) 議案第3号 競売公売農地の買受適格認定について
- 6) 報告第3号 前回総会の経過

9. 出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、主査 佐々木 恒

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第5回総会を開催いたします。会議録署名委員ですが、11番菊池 勝男委員、12番奥山 完己委員をお願いいたします。また本日は7番推進委員上京中につき欠席の連絡をいただいております。それでは会長活動報告をさせていただきます。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件の方に移って参ります。

議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

平成30年9月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1案件は複数筆となりますので、各筆所在から㎡数までを読み上げていき、合計まで読み上げた後、権利種別等を読み上げて参ります。

農地の所在・大字●●●番を①の筆としております、登記・畑、現況・畑、

農振区分・農用内、面積・355㎡、次の筆に移ります。

農地の所在・大字●●●番を②の筆としております、登記・畑、現況・畑、

農振区分・農用内、面積・405㎡、合計筆数2筆となり合計面積は760㎡となります。

有償での譲渡とのことです。

譲渡人・●●●●は

経営規模縮小により耕作出来る見込みがなくなってきたため、譲り渡す。

譲受人・●●●●は

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物は、ロベレニーの耕作を計画されておられます。

参考までの売買価格として2筆及び既成ロベレニーを譲り受けること合わせて●●●万での取引を行うとのことです。

続きまして、申請地の説明に移ってまいります。…

【番号1申請地説明】

主査 最後に許可要件について説明させていただきます。

先に述べましたとおり、ロベ耕作を引き継ぐとのことで現状対象地の全部効率利用は満たされるものと捉えており、常時従事要件となる 150 日の就農日数は従事されるよう確認を取っており、奥さんの方が耕作従事にあたるとのことで、問題ないものかと見込んでおります。

下限面積は 1 アールを超えているため問題ありません。

地域との調和に関しましても、地域に同調した耕作を続けていくとのことで問題ないものかと見込まれます。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。それでは推進委員と農業委員から補足説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思いますので、本件に関しまして、地区推進委員 3 番から意見を伺いたいと思います。3 番推進委員お願いします。

推進委員 3 番 はい。現地には、事務局の説明にございましたとおりロベレニーが植えられており、まだまだ切り葉として利用するには十分なもので、耕作を引き継がれるとのお話ですので、何も問題ないものと見込んでいます。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います 10 番委員お願いします。

農業委員 10 番 はい。事務局説明のとおりで、共撰共販での出荷実績も伺っておりますので、許可するに問題ないものかとおります。

議長 はい。ではほかにご質問とご意見等はございますでしょうか。

…無いようでしたら第 1 号議案を許可することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することと決しました。

議長 つづきまして議案第 2 号へと審議進めます。議案第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

平成 30 年 9 月 25 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1、農地の所在・大字●●●番、登記・畑、現況・畑、農振区分・農用内

面積・1,304 m²、合計筆数 1 筆となり合計面積は 1,304 m²となります。

内容といたしましては新規での設定取扱いとなります

利用権を設定する者・●●●●

利用権設定を受ける者・●●●●

利用目的は球根花としてゲラジオの栽培を計画されておられます。

設定期間はH30.10.1から3年の契約となっておりますので終期がH33.9.30となっております。

賃借料は無償との契約内容となっております。

…続きまして所在等対象地の説明に移って参ります。

【番号1対象地説明】

主査 最後に利用権を受ける方についてご説明いたします。利用権設定を受ける方に関しましては、農家として経歴を十分に重ねられ、農具・車両及び農業従事日数から対象地利用権設定を受けることの承認に問題無いものかと事務局では見込んでおります。事務局からの説明は以上となります。

議長 事務局からの説明が終了いたしました。それではここで、本件に直接関係いたします推進委員がおりますので、関係者となる推進委員は一度議場を退出願います。

…【推進委員1名退出】…

議長 それでは改めて議案第2号の案件につきまして、意見を求めたいと思いますので農業委員1番からの意見をまずはお願いします。

農業委員1番 はい。所有者の方は農業以外の職についており、対象地の耕作管理まで手が回らないとのことで、それならば今回利用権設定を受ける方へ、正式に農地をお貸ししたいとお話して本件が挙がってきたようです。これまでも利用権設定受ける方は対象地の整備管理を手伝ってこられたようですので、承認には何も問題ないものと見込んでおります。

議長 はい。ほかにご意見等はございましたら挙手願います。

…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については原案どおり承認いたすことと決しました。事務局は退出された推進委員へ結果と自席に戻られるよう伝えてください。

…【推進委員1名入室・着席】…

議長 つづきまして議案第3号へと審議進めます。議案第3号、「競売公売農地の買受適格認定について」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 議案第3号競売公売農地の買受適格認定について 以下の願出人及び内容により買受適格証明の願出がありましたので審議を求めます。

平成30年9月25日提出八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

本件は3条所有権移転と同じ審議内容となります。

番号1、今回物件の売却手続き機関・●●●、事件番号・●●●●

期日又は期間となる日・公売日となるH30.10.17

農地の所在・大字●●●番、登記・畑、現況・畑、農振区分、農用外・面積1,748㎡

合計筆数1筆となり、合計面積は1,748㎡となります。

現所有者・●●●●●、●●●●●、●●●●●3名共有となります。

願出人・●●●●●、作付計画作物は、アシタバの耕作を計画されておられます
続きまして、申請地の説明に移ってまいります。…

【番号1対象地説明】

主査 先にも述べましたとおり、本件は農地を農地として取得いたしたい農地法3条と同様の
買受適格認定となりますので、3条同様に最後は、許可要件について触れて参ります。

本件願出人は認定農業者であり、作付計画からの全部効率利用、常時従事、下限面積、
地域との調和、いずれの要件においても問題ないものと事務局では捉えております。事
務局からの説明は以上となります。

議長 はい。事務局説明が終わりました。なかなか珍しい議件となりますが3条と同様という
ことですが…、まずは本件につきましては農業委員が関係者となっておりますので、関係
者となる農業委員は本件審議が終わるまで退出願います。

…【農業委員1名退出】…

議長 改めまして、推進委員と農業委員から意見を伺ってまいります。推進委員2番お願いし
ます。

推進委員2番 はい。認定するに全く問題ないものと思っております。現地雑木林化しておりますが、
願出人に頑張って開墾いただき耕作に励んでいただけたらと思います。

議長 はい。では続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います7番委員お願いします。

農業委員7番 はい。現地を私の方でも見てきました。筆自体の大部分は小高い位置にあるため、進入
路を伐採整備して設けるのも大変かと思われませんが、願出人は素晴らしい開墾・整備技術
力をお持ちですので、耕作地として有効活用いただけるものと思われれます。認定いただけ
るようよろしくお願いいたします。

議長 はい。ではほかにご質問とご意見等はございますでしょうか。

農業委員12番 質問よろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

農業委員12番 現所有者が島外住所の方3名というのは、相続によるものですか。

主査 はい。そのとおりです。

…議長少々議案とは離れた公売執行自体のスケジュールのお話しなど、余談もさせてい
ただこうかと思ひ、それに対してご質問も出てこようかと思ひますので、一度休憩を挟ん
でいただいてもよろしいでしょうか？

議長 わかりました。一度休憩を挟みたいと思います。

【休憩中】

議長 …余談も収まりましたので休憩を解いて、議事を再開いたします。

改めて本議件への質問やご意見をお受けいたしますがいかがでしょうか

…無いようでしたら第3号議案を原案どおり認定することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については認定いたすことと決しました。事務局は退出された委員へ結果と自席に戻られるよう伝えてください。

…【農業委員1名入室・着席】…

議長 改めまして、報告事項第3号ですがへ総会進行を移して参ります。報告第3号、前回総会の経過につきましては、配布資料各自ご確認いただければと思います。